

「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」の改正について 新旧対照表

(二重線部分変更)

新	旧
第1条 ～ 第5条 (現行どおり) (契約の解除) 第6条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 1 ～ 3 (現行どおり) <u>4 当社保護預り約款第16条に該当した場合、上記1～3の手続きを行わず、契約を解除することがあります。</u> 第7条 ～ 第8条 (現行どおり) <u>(削 除)</u> 以 上 (2021.5 改訂)	第1条 ～ 第5条 (省 略) (契約の解除) 第6条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 1 ～ 3 (現行どおり) <u>(新 設)</u> 第7条 ～ 第8条 (省 略) <u>(附則)</u> <u>この約款は、平成30年12月10日より適用させていただきます。</u> 以 上 (2020.12 改定)